

## 救急医療運営委員会 要領

### (趣旨)

第1条 市立函館病院が、地域における救急医療の基幹病院としてその使命を遺憾なく果たし、一層充実した運営が図られるようにするため、救急医療運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 救命救急センターの運営に関する事。
- (2) 救急患者不応需報告書の適否に関する事。
- (3) ICU・ER・ECUの運営に関する事。
- (4) 当直体制に関する事。
- (5) その他救急医療に関する事。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 病院長が指名する医師
- (2) 看護局が指名する看護職員
- (3) 病院長が指名する他職種の職員

### (委員長および副委員長)

第4条 委員会には、委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は病院長が指名し、副委員長は委員長が指名する。

### (職務)

第5条 委員長は委員会を代表し会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。
- 4 委員会の定例会議は、月1回行う。

### (関係者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、関係者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

**(庶務)**

第8条 委員会の庶務は、救命救急センター管理室において処理する。

**(補則)**

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。